

# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

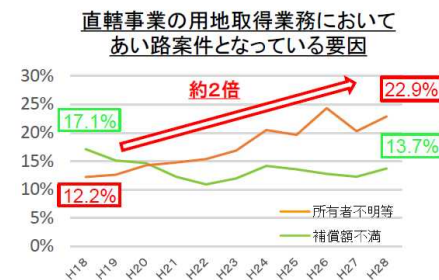
参考資料3

## 背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)**が全国的に増加している。  
(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地
- 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。**
- **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

## 平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合(所：約 **20%** 所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義の所：**0.41%** 所有者不明土地)



## 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

## 法律の概要

### 1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

#### ① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化) (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

#### ② 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



### 2. 所有者の探索を合理化する仕組み 【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。(※)照会の範囲は親族等に限定

#### ① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

#### ② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

### 3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【平成30年11月15日施行】

#### 財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設(※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】 ○ 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収入手続への移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヵ月)

○ 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

# 所有者不明土地対策のための地籍調査票等の活用①

## 背景

- 所有者不明土地への対策が政府全体の重要な課題となっている中、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が成立し、その一部が平成30年11月15日に施行。
- これにより、一定の場合に市区町村が保有する土地所有者等に関する情報の内部利用・外部提供が可能となった。

## 地籍調査における所有者探索

- 地籍調査では、土地の所有者等に現地調査の立会いを求め、筆界の確認を得ることとされているところ、不動産登記簿で所有者の所在が確認できなかった土地(広義の所有者不明土地)については、住民票や戸籍情報等により、所有者の所在を探索することとなる。
  - 平成28・29年度に実施した地籍調査の対象土地では、広義の所有者不明土地は約20%あったが、住民票や戸籍情報等に基づく探索により、最終的に所有者の所在が確認できない土地は約0.4%まで減少。
- 土地所有者探索において、地籍調査で把握した所有者情報の活用が期待される。

H29年度地籍調査における土地所有者等※1に関する調査※2

	地帯別※3の調査結果				
	【()内の数字は調査対象筆数に対する割合、[]内の数字は登記簿のみで所在不明に対する割合】				
	全体	都市部(DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	629,188	79,691	103,451	205,772	240,274
① 登記簿上で所在確認	489,620 (77.8%)	66,839 (83.9%)	83,491 (80.7%)	166,744 (81.0%)	172,546 (71.8%)
② 登記簿のみでは所在不明	139,568 (22.2%)	12,852 (16.1%)	19,960 (19.3%)	39,028 (19.0%)	67,728 (28.2%)
要 因					
②-1 所有権移転の未登記(相続)	91,372 [65.5%]	5,765 [44.9%]	12,024 [60.2%]	26,410 [67.7%]	47,173 [69.7%]
②-2 所有権移転の未登記(売買・交換等)	1,351 [1.0%]	188 [1.5%]	255 [1.3%]	192 [0.5%]	716 [1.1%]
②-3 住所変更の未登記	46,845 [33.6%]	6,899 [53.7%]	7,681 [38.5%]	12,426 [31.8%]	19,839 [29.3%]
③ 最終的に所在不明	2,779 (0.44%)	214 (0.27%)	527 (0.51%)	465 (0.23%)	1,573 (0.65%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人  
 ※2 本集計の対象地区は各年度で異なるため、年度ごとの数値の比較を行う場合は、その数値の意義や妥当性について十分検討する必要がある。  
 ※3 1調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

地籍調査の過程で把握した土地の所有者等に関する情報の利活用を促進するため、所要の対策を実施

# 所有者不明土地対策のための地籍調査票等の活用②

## ①地籍調査票の様式改正に関する通知の発出

地籍調査票（現地調査用）

調査図番号			
立会人	現地調査	立会人（代理人）署名	
	平成 年 月 日	住所	氏名
地籍調査前の土地の表示		地籍調査後の土地の表示	
所在・地番		仮地番	
地目・地積		地目	地積
所有者	住所		
	氏名又は名称		
登記関係表示事項	所有権	その他の登記	
	既・未		
異動事項（同意・承認事項）		異動事項	
<input type="checkbox"/> に分割 <input type="checkbox"/> から分割 <input type="checkbox"/> を合併 <input type="checkbox"/> に合併 <input type="checkbox"/> 番の一部を合併 <input type="checkbox"/> 番に一部合併 <input type="checkbox"/> 番と地番変更（訂正） <input type="checkbox"/> 年 月 日不詳（一部）滅失 <input type="checkbox"/> 不存在		<input type="checkbox"/> 年 月 日不詳（一部）地目変更 <input type="checkbox"/> 年 月 日 と所在変更 <input type="checkbox"/> 年 月 日 と住所変更（訂正） <input type="checkbox"/> 年 月 日 と氏名変更（訂正） <input type="checkbox"/> 年 月 日不詳新たに 表題登記をする土地 <input type="checkbox"/> を と訂正 <input type="checkbox"/> 番との筆界未定 <input type="checkbox"/> 現地確認不能 <input type="checkbox"/>	
所有者意見	上記のとおり分割・合併・一部合併・地番変更（訂正）・滅失・不存在について同意（承認）をする。		
	平成 年 月 日 土地所有者署名（代理人）		
〔摘要〕			
（注）本欄には、①新たに表題登記をすべき土地として調査した場合の所有者の認定根拠、②所有権登記名義人又は表題部所有者でない者が立会人となる場合のその認定根拠、③土地所有者等の立会いが得られない場合等における現地調査の経緯、④外注作業又は委託作業の場合の実施主体の指示・関与及びその経緯、⑤その他特に必要と思われる事項を付記すること。			

- 地籍調査において作成する地籍調査票には、土地の所有者等である立会人の氏名等が記載されることから、所有者探索への活用が期待される。
- 平成30年3月29日には、所有者探索のために、より活用しやすくなるよう、所要の様式の改正を実施。

① 従前、立会人には氏名の署名のみ求めていたものを、**立会人の住所**についても記入を求めるものとした。

② 摘要欄に注書きを設け、「**所有権登記名義人又は表題部所有者でない者が立会人となる場合のその認定根拠**」等を記載することを明らかにした。

（例）所有権の登記名義人が死亡していたため、住民票及び戸籍の調査を行い、判明した相続人を立会人とした。

# 所有者不明土地対策のための地籍調査票等の活用③

## ②所有者不明土地法の一部施行に伴う地籍調査票等の取扱いに関する通知の発出

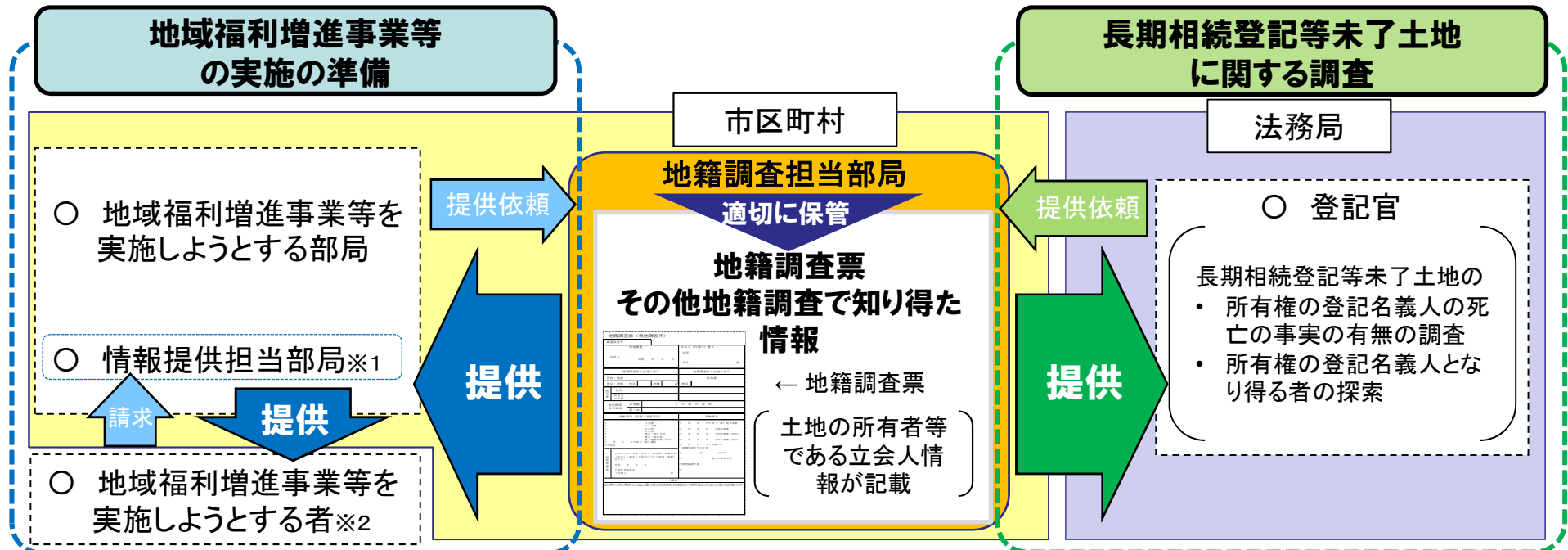
平成30年11月15日の所有者不明土地法※の一部施行に合わせ、地籍調査票等の適切な保管、同法に基づく地籍調査票等の情報の適切な提供等の周知のため、同日付けで通知(別添)を発出。

※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

## 所有者不明土地法における地籍調査票等の活用の概要

### 所有者不明土地法の規定の概要

- 都道府県知事及び市町村(特別区を含む)長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業(地域福利増進事業等)の実施の準備のため、土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報(土地所有者等と見られる者の氏名、名称、住所、本籍、生年月日、死亡年月日、連絡先)を内部利用するとともに、事業を実施しようとする者の求めに応じ外部提供をするものとされた(第39条第1項及び第2項)。
- 登記官は、所有権の登記名義人の死亡後30年以上相続登記等がされていない土地(長期相続登記等未了土地)の所有権の登記名義人の死亡の事実の有無の調査及び所有権の登記名義人となり得る者の探索のため、関係地方公共団体の長等に対しこれらの調査・探索のために必要な情報の提供を求めることができることとされた(第40条3項)。



※1 各市区町村には、土地所有者等関連情報の外部提供を一元的に担う情報提供担当部局を置く。

※2 国又は地方公共団体以外の者からの請求の場合、情報提供担当部局から本人に対し、提供の同意を求めることとなる(第39条第3項)。

## 第四章 土地所有者の効率的な探索のための特別の措置

### 第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供

- 第三十九条** 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と思考される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 4・5 略

### 第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例

- 第四十条** 登記官は、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地につきその所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地につきその所有権の登記名義人の死亡後十年以上三十年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するために必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記することができる。
- 2 登記官は、前項の規定による探索により当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を知ったときは、その者に対し、当該土地についての相続登記等の申請を勧告することができる。この場合において、登記官は、相当でないときを除き、相続登記等を申請するために必要な情報を併せて通知するものとする。
- 3 登記官は、前二項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、第一項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 略

国土籍第588号  
平成30年11月15日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
地籍整備課長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部施行に伴う  
地籍調査票等の取扱いについて（通知）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）の一部が、本日付で施行されたことに伴い、法第39条の規定により、都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）長は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用することができる（同条第1項）ほか、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供する（同条第2項）こととなりました。また、法第40条第3項の規定により、登記官は、同条第1項及び第2項の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、同条第1項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができることとなりました。

ところで、地籍調査において作成される地籍調査票については、本日付で施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号。以下「規則」という。）において、相当な努力を払って土地所有者を探索するに当たり参照すべき情報として位置付けられているように、土地所有者を探索する上で有益な情報であり、法第39条及び第40条に基づく事務においても、地籍調査票に記録されている情報その他の地籍調査担当部局が地籍調査に関する事務で知り得た情報（以下「地籍調査票

等」という。)の積極的な活用が期待されます。

つきましては、法第39条及び第40条に基づく事務の円滑な実施に資するため、地籍調査票等について下記のとおり取り扱われるよう、貴管下市町村地籍調査担当部局に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知に基づく取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課及び法務省民事局民事第二課と調整済みであることを申し添えます。

## 記

### 第1 地籍調査票等の保管

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第6条は、地籍調査を行う者が地籍調査に関する記録を保管しなければならない旨定めているところ、地籍調査を行う市町村（完了、休止中市町村を含む。）においては、法に基づく地籍調査票等の提供依頼に円滑に対応できるよう、当該記録について各市町村の文書管理規則等に従って、引き続き適切に保管するものとする。

### 第2 法第39条関係

#### 1 情報提供依頼を行うことが想定される部局

各市町村には、事業者から情報提供の請求を受け土地所有者等を知る必要性の判断等を行う部局（以下「情報提供担当部局」という。）が置かれるところ、法第39条第2項に基づく土地所有者等関連情報の提供の請求があった場合には、各市町村の情報提供担当部局が、土地所有者等を知る必要性の判断等を行った上で、地籍調査担当部局等の土地所有者等関連情報保有部局から同条第1項に基づき当該土地所有者等関連情報の提供を受け、請求者に対し当該土地所有者等関連情報を提供することとなる。この場合であって、同条第3項の規定に基づき本人の同意を得なければならない場合には、情報提供担当部局が本人に同意を求めることとなる。

また、地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）が、同条第1項に基づき地籍調査票等に含まれる土地所有者等関連情報を内部利用する場合、事業部局から地籍調査担当部局へ直接提供依頼がされることとなる。

#### 2 土地所有者等関連情報の提供

##### (1) 提供の方法

法第39条第1項に基づき、情報提供担当部局又は事業部局（以下「情報提供担当部局等」という。）から地籍調査票等に含まれる土地所有者

等関連情報の提供依頼があった場合には、地籍調査担当部局は、地籍調査票等の写し又は地籍調査票等に含まれる土地所有者等関連情報を抽出した情報（別記様式1参照。以下「地籍調査票等抽出情報」という。）の提供等により適切に対応するものとする。

また、土地の所有権の登記名義人の相続人を整理するための情報（相続関係図等）を保有している場合であって、これが土地所有者等関連情報に該当する場合には、この写しも提供して差し支えない。

なお、提供依頼に係る地籍調査票等を保有していない場合には、その旨を情報提供担当部局等に通知するものとする。

## **(2) 地籍調査担当部局の所管に属さない情報**

法第39条第1項に基づく提供依頼に係る地籍調査票等に住民票の写し（住民票の除票の写しを含む。）、戸籍の附票の写し（戸籍の附票の除票の写しを含む。）、戸籍謄本（戸籍抄本並びに除籍謄本及び抄本を含む。）又は固定資産課税台帳の写しが添付されている場合には、これらの書類の請求又は提供依頼先は住民基本台帳担当部局、戸籍担当部局又は税務部局となるため、これらの書類については提供しないこととする。

## **(3) 地籍調査票等に含まれる土地所有者等関連情報以外の情報の取扱い**

法第39条第1項は、土地所有者等関連情報について、「土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるもの（規則第4条により「本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先」と規定。）」と規定しているところ、地籍調査票等に含まれるこれら以外の情報（土地所有者等以外の者の個人情報等）については、土地所有者等関連情報には該当しないことから、当該情報を情報提供担当部局等に提供するかどうかは、各市町村が各市町村の文書管理規則等に基づいて判断することとなる。

なお、提供依頼に係る地籍調査票等に、情報提供担当部局等に提供することができない情報が含まれていると判断された場合、当該情報をマスキング処理した地籍調査票等の写しの提供又は地籍調査票等抽出情報の提供等により対応するものとする。

## **第3 法第40条関係**

### **1 提供の方法**

法第40条第3項に基づき、登記官から、土地の所有権の登記名義人に関する死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報（以下「登記名義人関係情報」という。）として地籍調査票等に含



まれる情報の提供依頼があった場合の提供方法については、第2の2(1)に定める土地所有者等関連情報の提供方法に準じて取り扱うものとする。

## **2 地籍調査担当部局の所管に属さない情報の取扱い**

登記官からの提供依頼に係る地籍調査担当部局の所管に属さない情報については、第2の2(2)に準じて取り扱うものとする。

## **3 地籍調査票等に含まれる登記名義人関係情報以外の情報の取扱い**

法第40条第3項に基づく登記官からの提供依頼に係る地籍調査票等に含まれる登記名義人関係情報以外の情報を提供するかどうかは、各市町村が各市町村の文書管理規則等に基づき判断することとなる。

なお、登記官からの提供依頼に係る地籍調査票等に、登記官に提供することができない情報が含まれていると判断された場合の提供方法については、第2の2(3)に定める情報提供担当部局等に提供することができない情報が含まれていると判断された場合の提供方法に準じて取り扱うものとする。

# **第4 その他**

## **1 情報提供依頼への協力**

法第39条第1項又は第40条第3項に基づき地籍調査票等に含まれる情報の提供依頼をしようとする情報提供担当部局等又は登記官から、提供依頼に関して事前に相談があった場合には、地籍調査担当部局は、あらかじめ、過去の地籍調査の実施地区、地籍調査票の保存期間等を回答し、法に基づく事務が円滑に行われるよう協力するものとする。

## **2 提供依頼件数の把握**

地籍調査担当部局は、別記様式2を用いて受付帳を作成する等により、法第39条第1項及び第40条第3項に基づく提供依頼件数を把握するものとする。

## 地籍調査票等抽出情報

土地の所在・地番		現地調査の日	立会人の表示		登記記録上の所有者の表示		概要欄の記載	その他特記事項 (本籍、出生の年月日、死亡の年月日、連絡先等)
所在	地番		住所	氏名	住所	氏名又は名称		
●● 二丁目	2-3	平成30年6月1日	●●四丁目5-1	甲野 太郎	●●二丁目 3-15	甲野 一郎	住民票の写し及び戸籍謄本の調査により、立会人が登記記録上の所有者の法定相続人のうちの1人と認められた。	立会人の本籍 : ▲▲県□□市
●● 三丁目	3-5	平成30年6月2日	■市△△三丁目 4-21	乙野 二郎	大字○○3-5	乙野 三郎平	固定資産課税台帳の写しの調査により、立会人が登記記録上の所有者の法定相続人のうちの1人と認められた。	立会人の連絡先 : 090-.....****

※ 上記は様式の例です。地籍調査票等から所有者に関する情報を抽出して提供する場合の様式及び提供方法については、提供依頼者の要望も踏まえて定めてください。

## 地籍調査票等提供依頼受付帳

受付 番号	依頼日	対象土地		提供日	提供依頼者	備考
		所在	地番			
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者: <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	

※請求者: 情報提供担当部局に地籍調査票等を請求した者